

4. 石油ガス譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の用途]				
都道府県 及び 指定市 [国]	<p>1. 石油ガス税は、自動車の容器に充てんされる石油ガスに対し、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油ガス1キログラムにつき</td> <td>17円50銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 石油ガス譲与税は、石油ガス税の収入額の2分の1に相当する額とし、都道府県及び指定市に対して譲与する。</p> <p>3. 石油ガス譲与税の2分の1の額を区域に存する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。</p>	区 分	税 率	石油ガス1キログラムにつき	17円50銭	<p>6月：前年度3月～5月 収入分</p> <p>11月：6月～10月収入分</p> <p>3月：11月～2月収入分</p> <p>[制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる</p>
区 分	税 率					
石油ガス1キログラムにつき	17円50銭					

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	94,786	91,176	82,429	82,663	74,942

5. 自動車重量譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の用途]																																																
市町村 [国]	<p>1. 自動車重量税は、次の税率により課税するものとする。(別途エコカー減税あり)</p> <p>①平成27年度燃費基準+5%達成かつ平成17年排ガス規制75%低減又は平成27年度燃費基準+5%達成かつ平成30年排ガス規制50%低減の乗用車について、平成29年5月1日から平成30年4月30日までの間に新車新規登録等を行った場合は本則税率</p> <p>②①以外の新車新規登録から13年未満の検査自動車は(1)の税率</p> <p>③新車登録から13年を経過した検査自動車については(2)の税率</p> <p>④新車登録から18年を経過した検査自動車については(3)の税率</p> <p><自家用車> ※事業用は別税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>本則</th> <th>(1) 13年未満</th> <th>(2) 13年超</th> <th>(3) 18年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車</td> <td>自重0.5t毎 年</td> <td>2,500円</td> <td>4,100円</td> <td>5,700円</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>バス・トラック(8t～)</td> <td>総重1t毎 年</td> <td>2,500円</td> <td>4,100円</td> <td>5,700円</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>トラック(8t未満)</td> <td>総重1t毎 年</td> <td>2,500円</td> <td>3,300円</td> <td>4,100円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車(250cc超)</td> <td>1両につき 年</td> <td>1,500円</td> <td>1,900円</td> <td>2,300円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車(車検有り)</td> <td>1両につき 年</td> <td>2,500円</td> <td>3,300円</td> <td>4,100円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車(車検無し)</td> <td>1両につき 届出時</td> <td>7,500円</td> <td>9,900円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>二輪の軽自(125cc～250cc)</td> <td>1両につき 届出時</td> <td>4,000円</td> <td>4,900円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 車検が2年又は3年のものについては、1年に換算した年額を記載。</p> <p>2. 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の1000分の407(平成21年度までは3分の1、平成14年度までは4分の1)に相当する額とし、市町村に対して譲与する。</p> <p>3. 自動車重量譲与税の2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。</p>	区 分		本則	(1) 13年未満	(2) 13年超	(3) 18年超	乗用自動車	自重0.5t毎 年	2,500円	4,100円	5,700円	6,300円	バス・トラック(8t～)	総重1t毎 年	2,500円	4,100円	5,700円	6,300円	トラック(8t未満)	総重1t毎 年	2,500円	3,300円	4,100円	4,400円	小型二輪車(250cc超)	1両につき 年	1,500円	1,900円	2,300円	2,500円	軽自動車(車検有り)	1両につき 年	2,500円	3,300円	4,100円	4,400円	軽自動車(車検無し)	1両につき 届出時	7,500円	9,900円	-	-	二輪の軽自(125cc～250cc)	1両につき 届出時	4,000円	4,900円	-	-	<p>6月：前年度2月～4月 収入分</p> <p>11月：5月～9月収入分</p> <p>3月：10月～1月収入分</p> <p>[制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる</p>
区 分		本則	(1) 13年未満	(2) 13年超	(3) 18年超																																													
乗用自動車	自重0.5t毎 年	2,500円	4,100円	5,700円	6,300円																																													
バス・トラック(8t～)	総重1t毎 年	2,500円	4,100円	5,700円	6,300円																																													
トラック(8t未満)	総重1t毎 年	2,500円	3,300円	4,100円	4,400円																																													
小型二輪車(250cc超)	1両につき 年	1,500円	1,900円	2,300円	2,500円																																													
軽自動車(車検有り)	1両につき 年	2,500円	3,300円	4,100円	4,400円																																													
軽自動車(車検無し)	1両につき 届出時	7,500円	9,900円	-	-																																													
二輪の軽自(125cc～250cc)	1両につき 届出時	4,000円	4,900円	-	-																																													

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	1,934,787	1,826,449	1,763,067	1,838,410	1,920,896